（様式１）

令和　　年　　月　　日

国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター

講　堂　使　用　申　請　書

国立水俣病総合研究センター

　水俣病情報センター管理運営責任者　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申 請 者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 団体名 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 責任者役職・氏名 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 担当者所属・氏名 ）

（ 住　所 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ 電話番号 ）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　（ e-mail ）

　国立水俣病総合研究センター水俣病情報センター管理運営規則第１１条の規定により、講堂使用の承認を受けたく、下記のとおり申請します。

記

　１　事業名及び使用目的

事業名：

　　　　 使用目的：

　２　使用期間　　令和　　年　　月　　日（　　）　　時　～

　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日（　　）　　時

　３　使用人数

　４　使用形態　　　シアター形式　・　平面形式

５　使用を希望する備品等及び数量

６　持ち込みを希望する物品等

７　その他

水俣病情報センター講堂の使用にあたっての留意点

１　講堂の使用は、貸出備品の使用も含め、使用料等の料金は発生しません。

２　講堂の使用にあたり、事業内容の詳細、収支見込、使用団体の定款（もしくは団体規則、寄付行為等）、活動実績等の資料を、事業内容や使用団体の確認のために提出いただくことがあります。

３　講堂の使用は、①水俣病発生地域の再生・振興に関するもの、②環境教育・学習に関するもの、に限ります。事業の目的や内容によっては使用をお断りすることがありますので、使用の可否につきましては事前にご相談ください。

４　営利事業（実費を超える参加費の徴収、物品・サービスの販売等）の場合は原則使用できません。

５　休館日は使用できません。使用時間は、準備、後片付けも含め午前９時から午後５時までです。

６　講堂含め施設内は飲食禁止です。長時間に及ぶ行事などにおいては例外的に講堂ロビーでの飲食を許可する場合がありますので、必要な場合は事前にご相談ください。（当センターに自動販売機はありません。）。

７　館内のほか、学びの丘敷地内は全面禁煙です。館内及び敷地内に喫煙所はありません。

８　来場者の案内（講堂への誘導や駐車場整理等）は使用者で行ってください。

９　長机、椅子の準備等は使用者で行ってください。また、使用後は原状回復を行ってください。

９　使用者もしくは利用者の過失により施設、機材に損害が発生した場合は、原状回復、弁償等を求めることがあります。

１０　その他、使用に当たっては、当センター職員の指示に従ってください。